

# **避難行動要支援者対策に関する提言書**

**朝霞市避難行動要支援者対策検討部会**

**平成27年10月**



## はじめに

本提言書は、朝霞市防災会議のもとに、災害時の避難行動に支援を要する者への対策のあり方について専門的に検討するために設置された「朝霞市避難行動要支援者対策検討部会」における検討の経過と結果について報告するものです。

近年、大地震や、異常気象に伴う風水害などにより、被害が多く発生しています。特に地震にあつては、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や、まだ記憶にも新しい平成19年7月の中越沖地震及び平成23年3月の東日本大震災などに見舞われ、甚大な被害を被ってきました。そして、これらの災害を通じて、災害では高齢者等の要援護者が犠牲となる場合が多いことが知られるようになってきました。

こうしたことを教訓に、国はさまざまな対策を講じ、平成17年には「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成し、災害時に避難支援が必要な方々を災害時要援護者として、その情報を平常時に収集・共有しておくための災害時要援護者名簿の作成等に関する取組方針を示しました。

そのような中で起こった平成23年の東日本大震災でも、多くの要援護者が犠牲となったことから、国は災害対策基本法を改正して、大規模災害での高齢者や障害のある人等に対する避難行動の支援を明文化しました。さらに避難支援ガイドラインも全面的に改訂し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を作成し、その中で、災害時に特に配慮を要する方々を要配慮者、災害発生直後の避難等に特に支援を要する方々を避難行動要支援者と定めて、避難行動要支援者名簿の作成などを自治体の義務としました。

このような法改正等に合わせ、朝霞市らしい取組みができるよう、本年5月に市内の防災、消防、福祉、自治会等の各分野で活躍されている方が部会員として集まり、それぞれの経験や知見などを積極的に発表していただく意見交換がスタートしました。

避難行動時の支援にとどまらず、避難所生活や復興期における支援等も含めた、長い期間を見据えた視点で活発な意見交換を積み重ね、その結果をこうして提言書としてまとめることができましたのは、経験豊富な各部会員の皆様方の積極的なご議論があったからこそと、部会長として感謝に絶えません。

本提言書は、朝霞市の特性を始め、国の指針や他の先進自治体の事例などを盛り込んだものです。本書での提言が、朝霞市の地域防災計画に反映されるとともに、ひいては、朝霞市の防災・減災体制の充実・強化の一助になることを願っております。

平成27年10月22日

朝霞市避難行動要支援者対策検討部会  
部会長 浅野 幸子

# 目 次

---

## はじめに

1. 検討方針.....	1
(1) 現状の地域防災計画.....	1
(2) 防災法制の動向.....	1
(3) 専門部会の設置趣旨.....	1
(4) 組織体系.....	2
(5) 用語の説明.....	2
2. 検討経過.....	3
(1) 委員の構成.....	3
(2) 開催状況.....	4
3. 検討結果.....	5
(1) 避難行動要支援者の対象.....	6
(2) 避難行動要支援者名簿の情報.....	7
(3) 避難行動要支援者名簿の更新.....	8
(4) 避難行動要支援者名簿の平常時の活用.....	8
(5) 災害時の安否確認情報の集約.....	9
(6) 避難所での支援.....	9
(7) 福祉避難所の整備.....	10
(8) 避難支援等関係者.....	10
(9) 支援体制の整備.....	11
【参考資料】.....	12
避難行動要支援者対策検討部会で検討した課題等一覧.....	12

# 1. 検討方針

## (1) 現状の地域防災計画

現行の朝霞市地域防災計画は、平成 20 年度に全面改訂を行ったが、その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において初めて経験した帰宅困難者や放射性物質への対応等を踏まえ、平成 24 年度に一部改正を行った。

また、国や県においては、災害対策基本法を始めとする防災関係法令の大幅改正、首都直下地震等の被害想定の見直し、防災基本計画等の改訂を行ってきた。

こうした状況の変化に対応すべく、本市では平成 26 年度からの 2 年間を作業期間として地域防災計画の改訂作業を行っている。その中で、市直下を震源とする地震被害予測調査を実施するとともに、平成 26 年 6 月 25 日に熊谷地方気象台から「埼玉県記録的短時間大雨情報」が発表された集中豪雨により市内で被害が発生したほか、過去経験の少ない竜巻、大雪等の被害が県内に発生したことを勘案し、現行の地域防災計画を検証するとともに、地震や風水害の複合災害の発生を考慮することで、更なる、防災・減災対策及び自助・共助・公助の取組みを推進できるように内容を検討しつつ全面改訂を行うものである。

なお、朝霞市地域防災計画の改訂に当たっては、庁内の各課で作成・運用している既存の対策マニュアルをより実効性の高いものに見直しを行うほか、本部会と女性視点の防災対策検討部会の二つの専門部会を設置して、より専門的な内容について検討することとなった。

## (2) 防災法制の動向

近年の風水害や地震では、高齢者等が犠牲となる場合が多いことから、平成 17 年に国は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（以下「避難支援ガイドライン」という。）を作成した。その中で、災害時に避難支援が必要な方々を災害時要援護者（または「要援護者」。）とし、要援護者の情報を平常時に収集・共有しておくため、災害時要援護者名簿（または「要援護者名簿」。）の作成等に関する取組方針が示された。

平成 23 年の東日本大震災では、多くの要援護者が犠牲となったため、災害対策基本法が改正され、大規模災害での高齢者や障害者等に対する避難行動の支援が明文化された。

そこで、国は避難支援ガイドラインを全面的に改訂し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を作成した。その中で、災害時に特に配慮を要する方々を要配慮者とし、そのうち、災害発生直後の避難等に特に支援を要する方々を避難行動要支援者（または「要支援者」。）として避難行動要支援者名簿（または「要支援者名簿」。）の作成等が定められた。

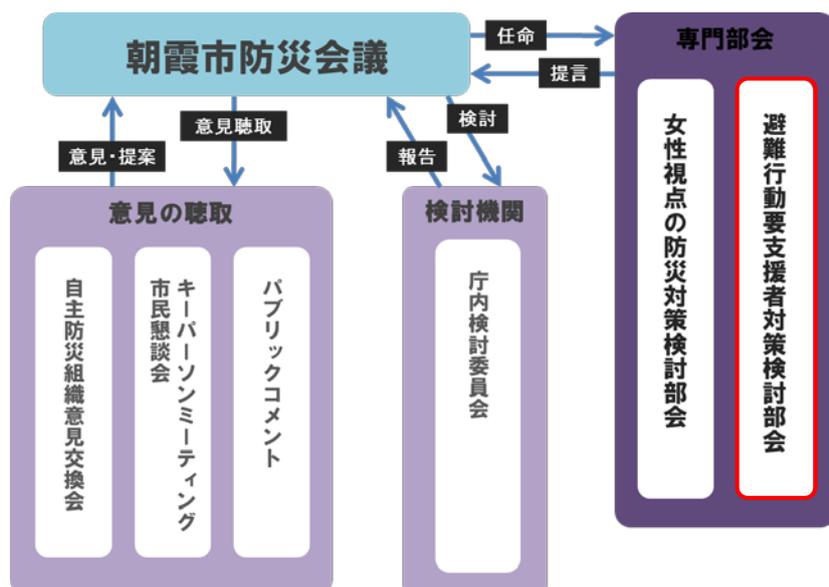
これを受けて本市では、平成 27 年度第 1 回朝霞市地域防災計画策定庁内検討委員会で、要配慮者を高齢者、障害のある人及び児童、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等とし、そのうち避難行動要支援者を高齢者、障害のある人、難病患者等とする方向性が示された。本部会においてもこれらの動向に沿って検討を進めることとした。

## (3) 専門部会の設置趣旨

本専門部会では、災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者名簿の作成方針や今後の活用方法、復旧復興期における支援等について検討し、その内容を取りまとめ、防災会議会長（朝霞市長）に報告する。

## (4) 組織体系

本専門部会は、朝霞市防災会議から任命され、専門的な検討を行うものである。



## (5) 用語の説明

### 現行の用語

#### ◇要配慮者

災害時に限定せず一般に配慮を要する者（高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等）である。（右の図を参照のこと。以下同様。）

#### ◇避難行動要支援者（要支援者）

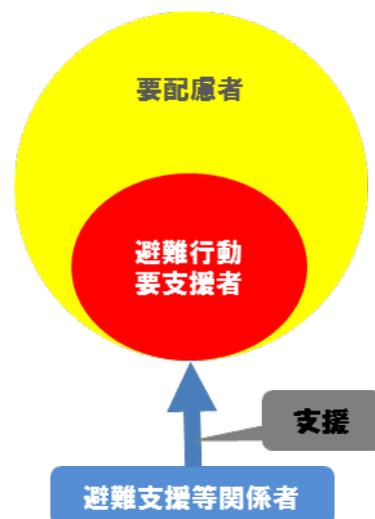
要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な在宅者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者である。

#### ◇避難行動要支援者名簿（要支援者名簿）

災害対策基本法の改正により従前の災害時要援護者台帳（後述あり。）を改めて、新たに作成されることとなった。氏名、住所、連絡先、避難支援を要する理由等が掲載される。

#### ◇避難支援等関係者（支援者）

自治会・町内会、自主防災組織、消防団、民生委員、社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者である。



### 法改正前の用語

#### ◇災害時要援護者（要援護者）

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する者である。災害時要援護者は平成25年の災害対策基本法の改正により、既述の要配慮者と避難行動要支援者に変更されている。

#### ◇災害時要援護者台帳（要援護者台帳）

介護保険認定者や障害者手帳交付者等のデータを集約したものが災害時要援護者台帳である。これらのデータを基に災害時要援護者名簿が作成され、自治会・町内会や民生委員児童委員、消防団等に配付された。

## 避難所関連の用語

### ◇避難所

自宅等を被災された方々が避難生活を送るための施設である。

### ◇福祉避難所

避難生活を余儀なくされた要配慮者が、介護等の専門的な支援を受けながら避難生活を送るための施設である。

### ◇福祉避難室

避難所内において、妊産婦等の要配慮者のために確保する部屋である。

## その他の用語

### ◇事業継続計画

民間企業は大地震等の不測の事態が発生した場合でも、企業を存続させるために主要業務の継続や早期復旧を図るための対策を立てており、これを事業継続計画（BCP）と呼ぶ。

## 2. 検討経過

### (1) 委員の構成

役職	氏名	団体名	備考
部会長	浅野 幸子	早稲田大学「地域社会と危機管理研究所」招聘研究員 「減災と男女共同参画研修推進センター」共同代表	
部会員	橋本 芳博	朝霞市民生委員児童委員協議会	防災会議委員 朝霞市民生委員児童委員協議会長
部会員	浅川 俊夫	朝霞市自主防災組織連絡会議	防災会議委員 朝霞市自主防災組織連絡会議会長
部会員	坂本 小奈	朝霞市障害者団体協議会	会長
部会員	獅子倉 欣治	朝霞市消防団	副団長
部会員	三吉 正徳	朝霞市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長
部会員	菅田 恵子	朝霞市特別養護老人ホーム朝光苑	施設長
部会員	猪股 敏裕	朝霞市福祉部	部次長
部会員	目崎 康浩	朝霞市健康づくり部	部次長
部会員	益田 智美	朝霞市市民環境部地域づくり支援課	課長

### 事務局

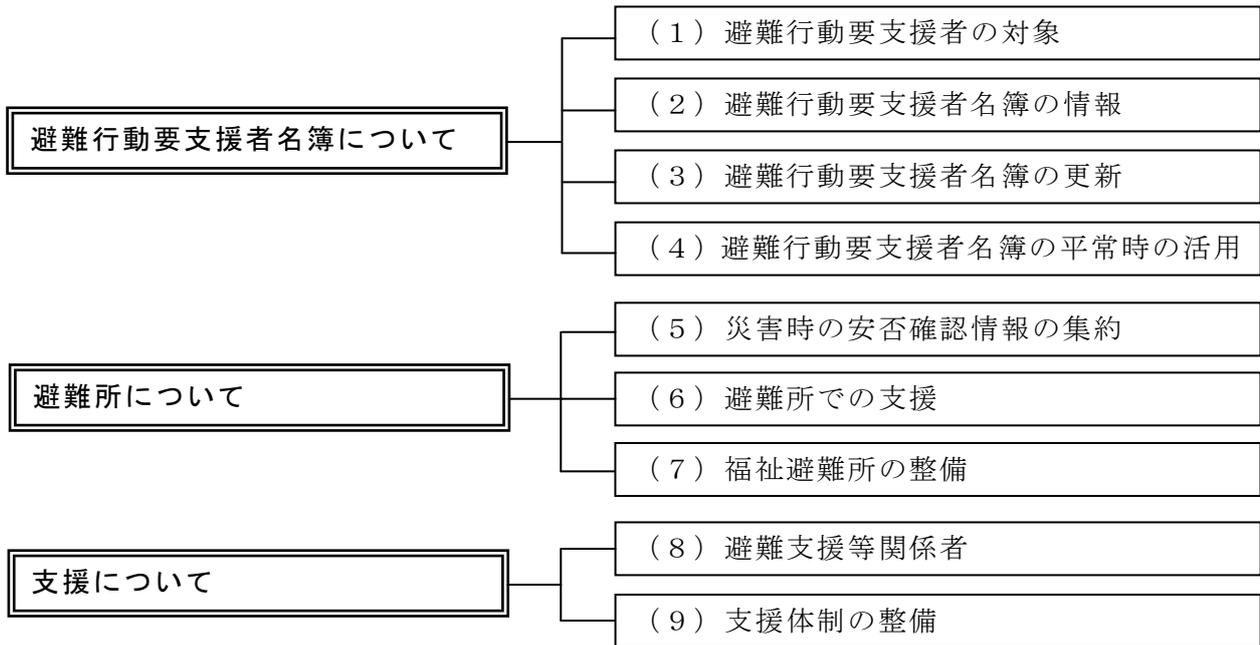
危機管理室・福祉部障害福祉課・健康づくり部長寿はつらつ課

(2) 開催状況

回数	日時	議事
第1回	平成27年5月11日(月) 9時30分～11時45分 市役所 別館5階 502会議室	① 検討部会の設置趣旨について ② 朝霞市の状況 ③ 災害時における避難行動要支援者等の支援対策の課題等について ④ 今後のスケジュールについて
第2回	平成27年6月3日(水) 13時30分～15時45分 市役所 本館4階 401会議室	① 第1回検討部会で抽出した課題等について ② 避難行動要支援者名簿についての検討 ③ 課題等に関する基本方針(方向性)の検討
第3回	平成27年7月6日(月) 13時30分～15時30分 保健センター 2階 会議室	① 避難行動要支援者名簿の作成の基本方針等について ② 避難行動要支援者の避難支援計画(個別計画)の作成の基本方針について ③ 避難行動要支援者への支援のあり方等について
第4回	平成27年8月5日(水) 13時30分～15時30分 朝霞市産業文化センター 2階 研修室1	① 避難行動要支援者対策検討部会提言書(案)について



### 3. 検討結果



## (1) 避難行動要支援者の対象

### 【現状・課題】

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者数は15,786人(平成24年版警察白書より。以下本項において同じ。)で、そのうち65歳以上の高齢者の死者数は8,606人にのぼり、約6割を占めた。また障害のある人の被災状況は平成24年度障害者白書によれば、67,509人中1,388人が亡くなり、被災住民全体での比率の2倍に当たる約2%となった。

こうした高齢者や障害のある人等のいわゆる災害弱者に被害が集中したことを教訓として災害対策基本法が改正され、要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられた。

一方、本市では平成22年に災害時要援護者登録制度実施要綱(以下「要綱」という。)を施行し、要援護者名簿を作成した。この要綱では高齢者の対象を65歳以上としたが、65歳から74歳までの方の要介護認定率は3.8%(平成25年度)であり、避難支援が必要と考えられる方は少ないのが実状であった。また、障害のある方は1級から4級までの障害者手帳所持者、療育手帳の等級○A及びA、精神障害者手帳の等級1級及び2級を対象としたため、避難支援が必要であっても障害等級が低い方は対象となりにくかった。

### 《提言》

#### 1 対象者の改正

- (1) 高齢者は75歳以上を対象とすることとして年齢による基準は引き上げるが、要介護度による基準を引き下げて要介護1以上とする。
- (2) 障害のある方については、障害等級とは別に障害支援区分による基準を新たに活用し、障害等級が低い方も対象となるようにする。

災害時要援護者の対象者(現行)	避難行動要支援者の対象者(改正案)
① 65歳以上の者のみで構成する世帯に属するもの	① 75歳以上の者のみで構成する世帯に属するもの
② 要介護認定を受けている者で、主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度がⅣ又はMのもの	② 要介護1以上の認定を受けている者
③ 要介護認定を受けている者で、主治医意見書における障害高齢者の日常生活自立度がC1又はC2のもの	③ 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級から3級のもの及び4級で種別が第一種のもの
④ 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級から3級のもの及び4級で種別が第一種のもの	④ 療育手帳の交付を受けている者で、その障害程度の等級が○A又はAのもの
⑤ 療育手帳の交付を受けている者で、その障害程度の等級が○A又はAのもの	⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級又は2級のもの
⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級又は2級のもの	⑥ 難病に係る医療費の助成を受けている者
⑦ 難病に係る医療費の助成を受けている者	⑦ 障害支援区分の認定を受けている者
⑧ 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認めたもの	⑧ 前各号に掲げる者のほか、本人又は避難支援等関係者からの申出により、支援が必要と認められたもの

## (2) 避難行動要支援者名簿の情報

### 【現状・課題】

本市が要支援者名簿を作成した平成22年度当時、避難支援等関係者(以下「支援者」という。)に配付する名簿には、要介護度や障害等級等の詳しい情報についても掲載する予定であった。しかし、支援者である自治会・町内会から、個人情報の管理責任に対する意見が出たため、実際には詳しい情報を掲載しない名簿を配付した。また、避難支援を行うには、車イスを使用している等の情報を収集しておき、支援に要する人数や、搬送の方法等についてあらかじめ考えておく必要がある。さらに、支援に必要な情報は、平常時に必要なものと、初動の安否確認に必要なもの、その後の避難生活ケアに必要なものとは異なるため、要支援者名簿を作成するには情報の掲載方法について工夫する必要がある。

次に、支援者が避難支援の緊急度を理解するため、同居家族の有無等について把握しておく必要がある。しかし、現行の災害時要支援者台帳には(1)氏名、(2)住所、(3)年齢、(4)性別、(5)電話番号等の連絡先、(6)現在の身体等の状態、(7)緊急連絡先、(8)自治会、町内会名のみ記載であるため、家族状況については新たに調査をする必要がある。また、発災の時間帯等によっては要支援者が一人となる場合や、家族も高齢者のみとなる場合もあることに注意が必要である。さらに、高齢者や障害のある人によっては、日中デイサービス施設等の通所施設にいても考えられ、支援者が要支援者のいない住所に駆けつけてしまうことが懸念される。

また、要支援者名簿に要介護度や障害等級等の情報を載せる際には、個人情報の提供について同意する意思を確認する必要がある。本市では、対象者全員に名簿登録についての書類を送り、返信書類で同意の意思を確認できた場合のみ名簿に記載している。しかし、対象者の中には返信しない方やできない方もいると考えられ、返事がない方への対策が求められる。

### 《提言》

#### 1 要支援者名簿への掲載情報

- (1) 名簿に載せる情報は、支援者側の活用のしやすさ等を考慮して決める。
- (2) 要支援者名簿には要介護度や障害等級等の情報も記載する。
- (3) 要支援者の状態を把握するため、個別調査や、要介護度、障害支援区分の認定を受ける際に行われる調査結果の使用について検討する。また、この情報は災害発生直後の安否確認に必要となるので、要支援者名簿にも載せられるよう工夫する。
- (4) 要支援者の状況を把握するため、個人情報の提供について同意を得る際に同居家族の有無等について調査を行い、その結果を要支援者名簿に記載する。なお、同居家族がいる場合には、避難支援の要否を確認する。
- (5) 避難支援を効果的に行うため、デイケア等の通所施設利用者の情報把握についても検討する。
- (6) 家族状況等も含めた要支援者の状況に応じて支援の優先度を決め、要支援者名簿に記載することも検討する。

#### 2 情報提供の同意

- (1) 個人情報の提供に「同意する」「同意しない」にかかわらず、確認書類はすべて回収することに努め、返事がない方については民生委員児童委員や地域包括支援センターの職員が訪問する等の対策を検討する。

#### 3 大規模災害時以外での活用

- (1) 要支援者名簿は、平時からの訓練の際のほか、大規模災害に起因しない一般の火災等でも活用できるよう整備する。

### (3) 避難行動要支援者名簿の更新

#### 【課題】

要支援者の状態は常に変化し得ることから、要支援者の把握に努め、要支援者名簿の情報を常に最新に保つことが求められる。

他の自治体では、複数の課が管理する要支援者名簿の情報を、情報管理システムで一元管理している事例もあり、本市でも、更新頻度を増やす等、できる限り最新の状態に保つ取組みが求められる。

#### 《提言》

##### 1 更新頻度

- (1) 避難行動要支援者名簿は毎年度更新する。
- (2) 情報管理システムを導入し一元管理等、更新事務の効率化を検討する。

### (4) 避難行動要支援者名簿の平常時の活用

#### 【現状・課題】

東日本大震災では、要援護者と支援者の間で避難支援に関する事前の調整を十分に行っていなかったため、一緒に避難するよう要援護者に理解してもらうのに時間がかかり、犠牲となるケースがあった。

本市では事前にお互いの意思を確認できるよう要綱の中に「名簿の配付を受けた関係機関は、それを防災訓練等に活用することができる」としているが、要援護者名簿を活用した避難訓練等は行われていないのが現状である。また、他の自治体では要支援者名簿の登録者に避難訓練への参加を呼びかけ、要支援者と協力して搬送訓練や安否確認訓練等を行った事例がある。

#### 《提言》

##### 1 訓練の実施

- (1) 要支援者自身も参加する搬送訓練や、安否確認訓練等の防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練等への要支援者の参加を促すため、高齢者等のサロン活動や老人クラブ活動等を通じて元気高齢者への広報も、併せて行っていく。

## (5) 災害時の安否確認情報の集約

### 【現状】

本市では、避難行動要支援者の安否確認を、自治会・町内会、民生委員児童委員協議会等の支援者が中心となっており、その結果を市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の福祉班がとりまとめる。

一方、他の自治体では全庁の地理情報システム（GIS）を導入し、安否確認結果を避難所となる小・中学校のPCから災害対策本部に報告する方法を取り入れている事例もある。

### 《提言》

#### 1 情報集約・活用方法

- (1) 避難行動要支援者の安否確認結果の集約と、情報共有・活用の方法について今後検討する。
- (2) 避難所を被災者支援の拠点として位置付け、各避難所や災害対策本部（本庁等）を結ぶ安否確認情報の共有方法を検討する。共有方法の例：全庁GISの導入
- (3) 要配慮者の避難生活期の状況把握や、支援体制の構築に、集約した安否確認情報を活用できるように検討する。

## (6) 避難所での支援

### 【現状・課題】

東日本大震災では、避難所の環境改善や支援が不十分だったことから、高齢者を中心に体調を崩したり命を落とすケース（震災関連死）も発生した。多様な生活課題に対する配慮や専門支援も不十分で、障害者や乳幼児を抱えた人たちが、避難所を出て行かざるを得ないケースも少なくなかった。

### 《提言》

#### 1 受入体制の整備

- (1) 避難所には高齢者や障害のある人等の要配慮者も受け入れることとし、高齢者や障害のある人、乳幼児のいる世帯等の特性に配慮した福祉避難室用のスペースを設ける。  
(例) ・ 間仕切りで囲った静かな部屋                      ・ ベッドコーナー  
          ・ 授乳室    ・ 育児室 等
- (2) 障害のある人は障害の種類によって必要とする支援が異なるが、一般の避難所でも生活できるよう、国の調査結果やガイドライン等を参考に、支援策を検討する。
- (3) ケアマネジャー等の介護サービス事業者と災害時における支援に関する協定を締結し、避難所で専門的な支援のできる人材を確保するよう努める。
- (4) 避難所のマネジメントができる人材の確保について検討する。
- (5) 在宅避難を選択した方や余儀なくされた方等への支援について検討する。

#### 2 避難所運営マニュアルの修正

- (1) 福祉避難室用のスペースの設置方法や利用対象者の基準、福祉避難所の運営者との連携等について検討し、その結果を避難所運営マニュアルに反映する。
- (2) 改正した避難所運営マニュアルの内容を、施設責任者や避難所運営に関わることが想定される地域のリーダー等に周知する。

## (7) 福祉避難所の整備

### 【現状・課題】

東日本大震災では福祉避難所が不足し、専門的な支援を十分に提供できなかった。本市では福祉避難所に指定した施設は3箇所あるが、必要数の確保については確認されていない状況である。

また、福祉避難所となる施設の事業者としては、災害発生直後の職員が参集できるか不明なため、人員の確保が大きな課題となっている。さらに、福祉避難所は避難所から一部の要配慮者を受け入れることになるが、施設を生活の場としている入所者がいるため、受入人数の調整が必要となる。なお、要配慮者を受け入れた際に必要となる食料や生活用品、介護用品や資機材等の備蓄や調達方法についても検討しなければならない。

また、福祉避難所が被災する恐れもあるため、災害時の体制について整備する必要がある。その際、入所者を抱えたまま避難所から要配慮者の受入れを実施するのに一定の日数がかかること等、様々な課題について考慮する必要がある。

### 《提言》

#### 1 受入体制の整備

- (1) 福祉避難所の数は、台帳に記載されている要介護度や障害等級等から専門的な支援を必要とする人数を算定し、その人数をもとに設定する。
- (2) 福祉事業者に協力を依頼し、福祉避難所設置に関する協定を締結し、福祉避難所の必要数の確保に努める。
- (3) 福祉避難所として指定する施設は、入所施設だけでなく、通所施設も含めることができないか検討する。
- (4) ケアマネジャー等の介護サービス事業者と災害時における支援に関する協定を締結し、福祉避難所で専門的な支援のできる人材の確保や、介護用品・資機材等の確保に努める。
- (5) 避難所に避難した要配慮者を、避難所内の福祉避難用のスペース、福祉避難所、又は医療機関等に振り分けるための判断基準(例:避難所トリアージ)の導入を検討する。

#### 2 事業継続計画策定の推進

- (1) 市は福祉避難所となる福祉施設に対し、福祉避難所の開設・受け入れを含めた災害時の事業継続計画の策定を支援し、計画の策定等に関して福祉避難所同士が協力し合える環境を整備する。

## (8) 避難支援等関係者

### 【課題】

避難支援は、一人の要支援者に対して複数の支援者が相互に補完し合いながら行うことが必須である。他の自治体では支援者を特定の個人とする事例もあるが、発災した時間等により仕事等でその地域にいなかった場合、誰も要支援者を支援できないという事態が懸念される。

### 《提言》

#### 1 支援者の対象

- (1) 支援者には、特定の個人を指名するのではなく、自治会・町内会の班・区、地域組織や団体等のチームやグループ等といった複数の人(集団)を充てることを原則とする。

## (9) 支援体制の整備

### 【現状・課題】

自治会・町内会及びそれが母体となる自主防災組織は、避難支援では中心的な役割を担うこととなるが、自治会等の加入率の低下（昭和55年以降年々減少し平成26年度には47.1%となっている。）に見られるように課題を抱えている。マンション住民の自治会等加入率は一層低く、地域コミュニティにおいて避難行動要支援者と支援者の関係をどのように築いていくのか、対応策の検討は急務となっている。

自治会・町内会や自主防災組織のほかにも、消防団の各分団や民生委員児童委員、防災ボランティア団体等といった地域防災の担い手がそれぞれ活動しているが、災害発生時に避難行動要支援者名簿を活用した避難支援を効果的に行うためには、こうした団体間の連携が不可欠である。

また、避難生活でのケアについては、保健師・看護師・介護福祉士・ホームヘルパー・保育士等による支援が必要となることから、こうした専門職の確保が重要となる。

日常の防犯や社会福祉施策の一環として、地域における高齢者の見守り活動と災害時における要支援者の支援活動を一体化させている他の自治体での事例も参考に、市民に対し避難行動要支援者対策の啓発を図ることや、災害時の庁内の連携体制を強化すること等が求められる。

### 《提言》

#### 1 要支援者対策の取組みにおける目標

- (1) 住民同士が地域の中で「顔の見える関係」を築ける環境を整備し、地域をまとめる人材を育て、“わがまち”意識を持った市民が増えることを、避難行動要支援者対策の取組みにおける目標とする。

#### 2 支援体制の整備

- (1) 「地域防災担い手ネットワーク」の構築に努める。自治会・町内会、自主防災組織、消防団各分団、民生委員児童委員協議会等を核とし、その他に通所施設も含めた福祉事業者や社会福祉協議会、障害者団体等の協力も得て、さらに中高生や大学生等にも参加してもらえるよう、日頃から地域の中で連携しあえる環境の整備を進める。
- (2) マンション住民への支援を行う管理組合を、地域防災の担い手とすることを検討する。
- (3) 避難行動要支援者と支援者の信頼関係を築くため、高齢者等のサロン活動や老人クラブ活動等を充実させる等の、地域福祉の分野における防災の取組みを推進する。
- (4) 保健師等の専門的な支援のできる人材が、災害時における活動等について意見交換できるような体制の整備を検討する。

#### 3 避難行動要支援者対策の広報

- (1) 支援者が高齢者等のサロン活動や老人クラブ活動等の場を訪問し、避難行動要支援者名簿等について広報・周知活動を行う。

#### 4 防犯や社会福祉との連携

- (1) 地域における高齢者等の見守り活動と災害時における要支援者の支援活動を一体化させて、防災や防犯、社会福祉を担う者が連携してコミュニティ対策を推進する。

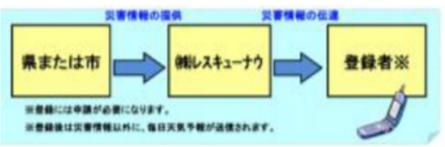
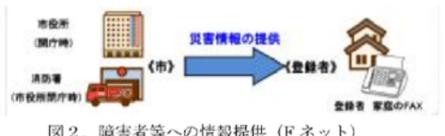
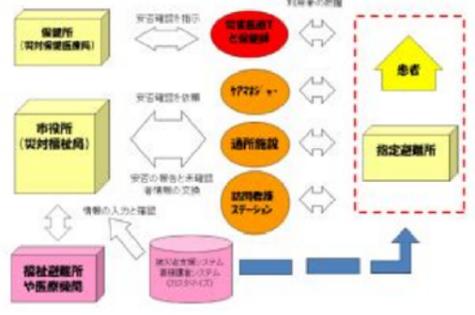
#### 5 庁内の体制

- (1) 防災担当や高齢者等の福祉担当、自治振興担当及び学校教育担当等、関連する市の部署が協力して支援を行えるよう、庁内を横断的に連携できる体制を整備する。

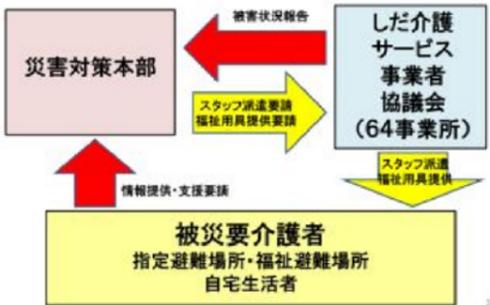
【参考資料】

避難行動要支援者対策検討部会で検討した課題等一覧

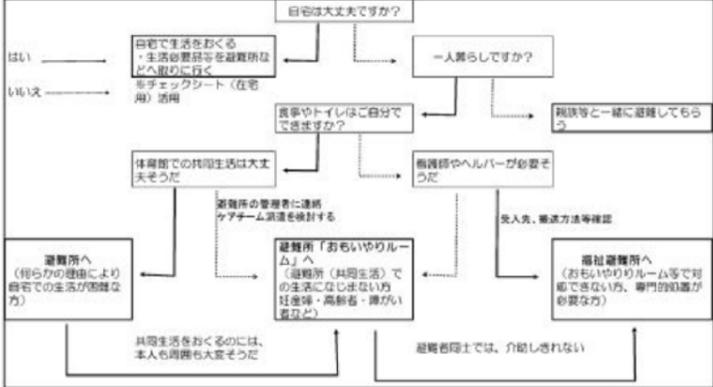
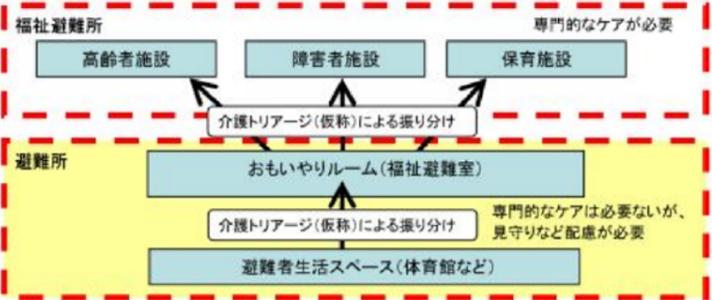
《避難行動要支援者対策検討部会で抽出した課題等一覧》

災害発生直後		
問題点・課題	委員等からの提案	朝霞市の対策（○）＋ 朝霞市以外での対策事例（＊）
<p><b>【在宅者の避難】</b></p> <p>○名簿を作成していなかったため、どこにどういった要援護者がいるのか、また、どのように連絡するのかが分からなかった。</p> <p>○名簿を作成していたが、その活用方法が十分に認識されておらず、平常時から避難支援者に渡されていなかったため、避難支援や安否確認が遅れた。</p> <p>○事前の打合せが必ずしも十分に行われておらず、要援護者の避難支援に当たった支援者が、説得に時間がかかったこと等で多数犠牲となった。</p>	<p><b>名簿の活用</b></p> <p>○災害時の安否確認に活用する</p>	<p><b>平常時の名簿</b></p> <p>＊要支援者の避難誘導訓練で活用〔東京都品川区〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災区民組織が行う災害時要援護者避難誘導ワークショップで名簿を活用する。</li> </ul> <p>＊平常時の情報提供〔埼玉県久喜市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の情報は、本人の同意が得られた場合、平常時から地域の支援者に提供する。</li> <li>・その他の情報についても、有事の際には地域の支援者に提供を行う。</li> </ul>
<p>○要援護者名簿の作成に必要な情報や支援者への提供に係る個人情報保護条例の整理が、市町村においてなされていなかった。</p>		<p><b>個人情報保護条例</b></p> <p>○朝霞市個人情報保護条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報は、第14条2(5)に「個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」は外部に提供することができると書かれており、災害時にはこれが適用され、情報が開示される。</li> </ul>
<p>○避難に必要な情報があれば自力で避難できた要援護者が、情報が手に入らなかったために亡くなった。</p>		<p><b>障害者への情報提供</b></p> <p>＊情報提供手段〔静岡県藤枝市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚・聴覚障害者の携帯電話に、災害情報配信サービス「レスキューナウ」(図1)を利用して情報を提供する。</li> <li>・聴覚障害者に、防災無線の内容等をFAXで提供するサービス「Fネット」(図2)を利用して情報を提供する。</li> </ul> <p>○情報提供手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオやテレビの文字放送、ファクシミリなどを活用して視覚障害者に情報を提供する。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>○障害者は避難行動に不安がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者の避難</li> <li>・車いす利用者の避難</li> <li>・避難所までの移動距離</li> </ul>		<p><b>障害者の避難支援</b></p> <p>○聴覚障害者災害時援助用パンダナを作成し、地域防災拠点の災害用物資備蓄倉庫に保管している。</p> <p>○今後、コミュニケーション支援ボードを作成し、地域防災拠点に配置する。</p>
<p><b>【福祉施設の対応】</b></p> <p>○特別養護老人ホームに職員がどれだけ来られるか分からない。</p> <p>○特別養護老人ホームでは、地域のボランティアを受け入れているが、高齢のボランティアの方はどれくらいの方が支援に来られるか分からない。</p>		<p><b>安否確認と介護・看護事業</b></p> <p>＊介護・看護事業者による安否確認(図3)〔兵庫県西宮市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の速やかな安否確認は、事業の再開に必須である。</li> <li>・阪神・淡路大震災では避難所に避難しない方の安否確認が遅れたため、事業者が自発的に安否確認を行うような仕組みを検討している。</li> <li>・事業者が安否確認を行うことで、支援者の人数と時間を減らすことができる。</li> <li>・要援護者の保護と事業者の事業継続(BCP)を併列に考える。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div>

《避難行動要支援者対策検討部会で抽出した課題等一覧》

避難（所）生活期	問題点・課題	委員等からの提案	朝霞市で取組み済みの対策（○）＋ 朝霞市以外での対策事例（＊）
	<p><b>【避難所の設置・運営】</b></p> <p>○避難所での生活において、必要な配慮がなされなかったことにより、心身の健康確保対策が十分ではなかった面もある。</p> <p>○要介護状態や障害を有していること等により、避難所や福祉避難所にとどまることができず、電気、ガス、水道等のライフラインが止まる中、暑さや寒さの中で、食料や情報も不足し、生命等が危機にさらされるという事態に追い込まれるという事態も生じた。</p> <p>○知的障害を持つ子供の親は、避難所での生活に不安がある（走り回ったり、大声を出してしまうため）。</p> <p>○東日本大震災では、避難所で障害者支援ができないことを理由に追い出されるということがあった。また、要配慮者を受け入れたものの、どのように支援をしたらよいかわからないということもあった。</p>	<p>○避難所では障害者を必ず受け入れ、できる限りの支援を行えるよう福祉避難用のスペースを設ける。</p> <p>○目の不自由な方や耳の不自由な方に、どのような配慮があれば一般の避難所でも生活できるか意見を聞いておく。</p>	<p><b>障害者等に配慮した避難所の工夫</b></p> <p>＊福祉避難コーナーの設置〔京都府〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間仕切りで囲った静かな場所（写真1）…認知症や自閉症の方が利用</li> <li>・ベッドコーナー（写真2）…歩行困難者等が利用</li> <li>・授乳室（写真3）…産婦や乳幼児が利用</li> <li>・育児室（写真4）…子供が利用</li> </ul> 
	<p>○要介護者の多様な生活課題を相談できる相談窓口を設置するための人員をはじめとして、避難所を運営するための人員が確保できず、要介護者に考慮した対応をすることができなかった。</p>	<p><b>人員の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間の介護サービス事業者も支援の担い手とする。</li> <li>○健康な方は支援者となるような、市民全体で対応することが大事である。</li> <li>○専門職員やボランティア、さらに避難生活をマネジメントする人を配置する。</li> <li>○市内にはケアマネージャー等を含めると専門的な支援を行える人が多くいるため、その方々にも支援の担い手になってもらう。さらに、災害時にどの避難所に行くかを事前に決めておくため、その方々が平常時に集まれる仕組みを作る。</li> </ul>	<p><b>福祉に関する専門職員の確保</b></p> <p>＊被災要介護者等への援助に関する協定締結（図4）〔静岡県藤枝市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には介護サービス事業者協議会（64事業所）が、避難所や福祉避難所、自宅生活者等に専門スタッフを派遣する。</li> </ul>  <p>図4. 被災要介護者等への援助に関する支援フロー</p>
	<p>○避難生活が長引いたときに必要な要支援者情報は、災害発生直後に必要な情報と異なる。</p> <p>○心身の障害や寝たきり、歩行困難や車いすなどのため避難所に移動ができない、避難所の生活環境の課題から避難所では生活ができず、被災した自宅等での生活を余儀なくされた要支援者に対して、必要な情報、物資、支援が届かないことが多かった。</p>		<p><b>要支援者の情報</b></p> <p>＊緊急情報キット「かけはし」〔宮城県仙台市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報や緊急連絡先、かかりつけの病院、薬剤情報などが書かれた書類を専用の容器に入れ保管する。</li> </ul>
	<p>○要支援者支援に関わる専門職には女性も多いが（保健師、看護師、介護福祉士、ヘルパー、保育士等）、子どもの預け先がなく、専門性の発揮が難しいケースもあった。小さい子どもを持つ自治体職員も厳しい状況におかれた。</p>		<p><b>託児の取り組み</b></p> <p>＊訓練で託児所の用意〔青森県おいらせ町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所ワークショップに女性の参加を促すため、託児所を用意した。</li> </ul>

《避難行動要支援者対策検討部会で抽出した課題等一覧》

問題点・課題	委員等からの提案	朝霞市で取組み済みの対策（○）＋朝霞市以外での対策事例（＊）										
<p><b>【福祉避難所の運営】</b> ○福祉避難所に必要な資機材の調達方法が分からない。</p>		<p><b>福祉避難所に必要な資機材の調達</b> ＊福祉用具の提供（図4）〔静岡県藤枝市〕 ・災害時には介護サービス事業者協議会（64事業所）が、福祉用具や介護用品を提供する。</p>										
<p>○避難所や福祉避難所があらかじめ指定していた数では足りなく、要援護者に配慮した十分な専門的支援ができなかった。 ○福祉避難所についての事前の周知がなされていなかった。また、その設置、機能が十分に果たせなかった。</p>	<p>○要配慮者のうち福祉避難所に行かなければならない人は名簿の介護度等で事前に調査することができ、おおよその人数を把握できる。その人数をもとに必要な福祉避難所の数を算定する。 ○宿泊機能を備えていない通所施設でも要支援者を受け入れることができるか検討する。 ○在宅で行っている福祉事業者の方に、福祉避難所の運営を手伝ってもらえるよう検討する。</p>	<p><b>福祉避難所の確保</b> ＊福祉避難所設置に関する協定締結〔宮城県仙台市〕 ・精神障害者等の受入施設を、震災前の52施設から98施設に増やした。</p>										
<p>○福祉避難所に受け入れる高齢者や障害者を、介護や障害の程度等で選定することが必要である。</p>	<p>○「介護トリアージ」の名称に（例）を入れる。</p>	<p><b>要配慮者を振り分ける仕組み</b> ＊「介護トリアージ」の導入〔東京都武蔵野市〕 ・ヘルパーの必要性等、要配慮者の状態を簡易な方法で調査する（図5）。 ・一般避難所に滞在が可能かどうか等、要配慮者を4つのカテゴリーに分類する（図6）。 ・福祉避難所や避難所の福祉避難室等に要配慮者を介護トリアージにより振り分ける（図7）。</p> <div data-bbox="1863 772 2576 1159">  </div> <p>図5. 介護トリアージ（仮称）の手順</p> <table border="1" data-bbox="1884 1213 2555 1388"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>一般避難所（学校体育館等）に滞在可能な人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>おもいやりルーム（福祉避難室）での一定の配慮が必要な人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>福祉避難所でのケアが必要な人</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>医療機関での医療行為が必要な人</td> </tr> </tbody> </table> <p>図6. 介護トリアージ（仮称）のカテゴリー</p> <div data-bbox="1855 1459 2567 1759">  </div> <p>図7. 要配慮者を振り分けるイメージ</p>	カテゴリー	内容	4	一般避難所（学校体育館等）に滞在可能な人	3	おもいやりルーム（福祉避難室）での一定の配慮が必要な人	2	福祉避難所でのケアが必要な人	1	医療機関での医療行為が必要な人
カテゴリー	内容											
4	一般避難所（学校体育館等）に滞在可能な人											
3	おもいやりルーム（福祉避難室）での一定の配慮が必要な人											
2	福祉避難所でのケアが必要な人											
1	医療機関での医療行為が必要な人											

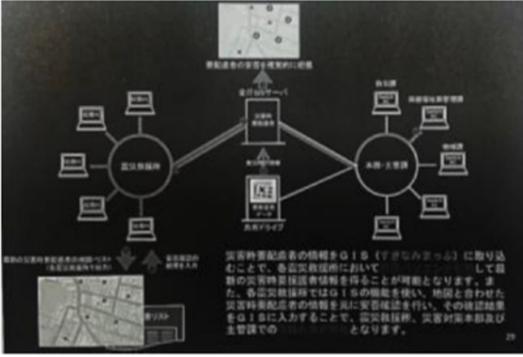
《避難行動要支援者対策検討部会で抽出した課題等一覧》

問題点・課題	委員等からの提案	朝霞市で取組み済みの対策（○）＋ 朝霞市以外での対策事例（＊）
<p><b>【その他】</b></p> <p>○被災した市町村の機能が低下し、応援の要請が遅れた。また、福祉、保健、医療関係者、施設が被災したため、福祉、保健、医療関係サービス機能が低下し、特に要援護者の支援に大きな支障をきたした。</p> <p>○乳幼児や妊産婦への支援が手薄であった。また、妊産婦等を被災地外に避難させようと考えた時、家族や親族、地域が好意的でない事例があった。</p>		

《避難行動要支援者対策検討部会で抽出した課題等一覧》

被災者支援体制、平時の防災体制		
問題点・課題	委員等からの提案	朝霞市で取組み済みの対策（○）＋朝霞市以外での対策事例（＊）
<p><b>【名簿の作成・管理・運用】</b></p> <p>○市内には元気な高齢者の方も多数いるので、その方々が支援する体制を築く必要がある。</p> <p>○名簿作成当時は詳しい情報を載せていたが、町内会・自治会から「そんなに重い情報を管理する責任を負えない」と言われ、あえて何もない名簿にした。</p> <p>○自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員に渡している名簿は要支援者の要介護度等が分かる内容になっていない。</p> <p>○介護度や障害者等級では具体的にその人がどのような障害を持っているか分からないため、支援のしようがない。</p> <p>○お年寄りの中には、同意を得るために送った書類を読むのが面倒な方や書類の封も切らない方もいると思う。返事が返ってこない人こそ何らかの問題を抱えている。</p> <p>○平日の昼間に災害が起きた場合、住民登録のある場所に要支援者がおらず、デイケア施設にいるということも考えられる。</p>	<p><b>家族状況の調査</b></p> <p>○避難行動要支援者の家族状況も考慮して対策を検討すべきである。</p> <p>○家族はいつも身近にいるわけではないので、このことについても配慮する必要がある。</p> <p>○家族がいても支援が必要という方は対象に入れる。</p> <p><b>地域防災の担い手</b></p> <p>○以下の方々が中核になりながら、地域の様々な手を借りて避難行動の支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織（自治会・町内会）</li> <li>・消防団各分団</li> <li>・民生委員・児童委員協議会</li> <li>・その他、地域における団体、人</li> </ul> <p>○個別計画の支援者には、地域防災の担い手として既にある組織や団体等のチームやグループを記入する。</p> <p>○地域に暮らす中学生や高校生、大学生が役に立つと思う。要支援者1人に対して、二人三人必要になることを考えると、いろいろな人をネットワークに入れる必要がある。</p> <p>○支援の担い手として若い人については「中学生・高校生・大学生・専門学生」の文言を具体的に入れて、大人に関しては幅広くいろんな対象をイメージできるように記載する。</p> <p>○福祉事業者や社会福祉協議会、さらには障害者団体等の当事者の方々についてもベースのネットワークには入れておいてもよい</p> <p>○事業者も含めて安否確認をする方向性で検討する。</p> <p>○名簿は、個人情報取扱の問題もあるので、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団の方々が核となり管理する。</p> <p>○身体障害者の等級や介護度がいくつであるかという情報は、地域の方には必要ない。</p> <p>○障害の区分よりもなぜ支援してもらいたいかを明確にすべきである。</p> <p>○障害等級の情報が必要であれば、同意されている方についてのみ載せたらよい</p> <p>○要支援者から身体状況を聞いてそれが分かるような名簿にする。</p> <p>○要介護度や障害支援区分の認定を受けるためには、身体機能や認知機能等について約80項目の調査を受ける必要がある。つまり、要介護等に認定された人の詳細な情報が存在し、それは市で管理されているため、その一部を要支援者の台帳や名簿に使用する。</p> <p>○名簿は、平常時の火災等も含めて役立つようなものにする。</p> <p>○同意するしないにかかわらず全員返してもらうことにして、その上で返事がない方については、地域包括支援センターの方が訪問する等して、書類を返してこなかった人についても対策を検討する。</p> <p>○通所者の情報を名簿に入れることを検討するが、それにより支援の優先度が下がってしまうことのデメリットについても配慮する。</p>	<p><b>支援者の振り分け</b></p> <p>*名簿登録時に支援者の有無を確認〔北海道厚岸町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者の有無と要支援者の介護・障害等に関する情報から、要支援状況をA～Eに区分し、支援者を適切に振り分ける。</li> <li>A：災害時2人以上の支援が必要</li> <li>B：災害時1人の支援が必要</li> <li>C：災害時声掛け等の支援が必要</li> <li>D：自力で避難可能</li> <li>E：家族や支援者がいることにより支援不要</li> </ul> <p>※名簿登録申請書の支援者欄は、空白のままである場合が多く、ランクA、Bについては支援者探しが必要となる。</p> <p>*名簿登録時に介護者の有無を確認〔熊本県宇城市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の介助があるか否かによって、要支援者を（高）（中）（低）に分け、支援者を適切に振り分ける。</li> <li>（高）一人暮らし・高齢者世帯・障害者世帯で災害時・非常時に介助が必要な方 ※介助が必要な方で通常家族の介助で避難ができる人は（中）に記入</li> <li>（中）一人暮らし世帯で75歳以上の人 ※一人暮らし世帯で75歳以上の人や高齢者世帯・障害者等で介助が必要であるが通常家族の介助で避難できる人</li> <li>（低）その他の高齢者世帯・障害者等 ※高齢者世帯や障害者等で災害時・非常時に介助が必要でない人</li> </ul>

《避難行動要支援者対策検討部会で抽出した課題等一覧》

問題点・課題	委員等からの提案	朝霞市で取組み済みの対策（○）＋朝霞市以外での対策事例（＊）																		
<p>○初動の安否確認だけに必要な情報と、その安否確認が終わった後に必要なケアをするために必要な情報は変わってくる。</p> <p>○平常時に必要なデータと災害時に必要なデータも異なってくる。</p> <p>○名簿を地域に出すときに、全ての情報を出さなくても、効果的な情報提供の仕方がある。</p> <p>○情報を載せる工夫について議論が必要である。</p>																				
<p>○ケアプランに、個人の意思を確認するような項目が必要である。しかし、すべての対象者に確認するのは非常に時間がかかるため、その対象を絞り込む必要がある。</p> <p>○今までの要綱では、身体障害者5級の方や知的障害Cの方で避難行動の支援を必要とする方がもれていた。</p> <p>○65歳から75歳の方は元気な方が多いが、これまでの要綱では65歳以上としていた。</p>	<p><b>避難行動要支援者の対象</b></p> <p>＊障害者の対象に「障害支援区分の認定」を加える。</p> <p>＊高齢者の対象を次のようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 75歳以上の方、1人暮らし及び高齢者のみの世帯</li> <li>2. 要介護1以上</li> <li>3. 認知症高齢者の日常生活自立支援度判定Ⅱ以上</li> <li>4. その他、本人の申し出により、1から3に類する方と市が判断した方</li> </ol> <p>○「本人若しくは支援者等からの申し出があった場合に市が判断している」という文言を追加する。</p>																			
<p>○名簿の情報を、常に最新の状態に保つという事は困難である。</p>		<p><b>名簿の更新</b></p> <p>・更新頻度は年1回が多く、厚岸町と狭山市では情報管理システムを導入している。</p> <table border="1" data-bbox="1626 932 2576 1173"> <thead> <tr> <th>自治体名</th> <th>更新頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道厚岸町</td> <td>年1回</td> <td>・自治会が個別に対象者宅を訪問し、申請書の記載支援を行う。 ・申請内容はシステムで管理する。</td> </tr> <tr> <td>東京都品川区</td> <td>年1回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>静岡県藤枝市</td> <td>年1回</td> <td>・難病患者の情報は県から収集する。</td> </tr> <tr> <td>兵庫県神戸市</td> <td>年2回程度</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>埼玉県狭山市</td> <td>年1回</td> <td>・申請内容はシステムで管理する。</td> </tr> </tbody> </table>	自治体名	更新頻度	備考	北海道厚岸町	年1回	・自治会が個別に対象者宅を訪問し、申請書の記載支援を行う。 ・申請内容はシステムで管理する。	東京都品川区	年1回	-	静岡県藤枝市	年1回	・難病患者の情報は県から収集する。	兵庫県神戸市	年2回程度	-	埼玉県狭山市	年1回	・申請内容はシステムで管理する。
自治体名	更新頻度	備考																		
北海道厚岸町	年1回	・自治会が個別に対象者宅を訪問し、申請書の記載支援を行う。 ・申請内容はシステムで管理する。																		
東京都品川区	年1回	-																		
静岡県藤枝市	年1回	・難病患者の情報は県から収集する。																		
兵庫県神戸市	年2回程度	-																		
埼玉県狭山市	年1回	・申請内容はシステムで管理する。																		
<p>○民生委員は、障害者に関する情報を市からもらっていない。</p> <p>○消防団は、町内の要支援者に関する情報を持っていない。</p> <p>○障害者の個人情報、町内会長のところで止まっている。</p> <p>○自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員に対して要支援者名簿を渡している。</p>		<p><b>情報の共有</b></p> <p>＊要支援者支援団体と情報提供に関する協定を締結〔兵庫県神戸市〕</p> <p>・要支援者支援団体…防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、消防団、民生委員・児童委員協議会、地域自立支援協議会等</p> <p>＊要支援者支援団体と情報提供に関する協定を締結〔兵庫県神戸市〕</p>																		
<p>○災害時には要支援者の名簿が安否確認に使われて、その結果をどこかで市が集約することになると思うが、その方法はどうか。</p>		<p><b>情報の集約</b></p> <p>＊災害情報システムの構築〔東京都杉並区〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災救護所（区立小・中学校）のPCと本庁を全庁GISで結ぶ。</li> <li>・震災救護所で最新の避難行動要支援者の地図とリストを確認する。</li> <li>・安否確認結果は震災救護所のPCから入力し、それを本庁で職員がまとめ、地図等に反映する。</li> </ul>  <p>図8. 災害情報システム</p>																		

《避難行動要支援者対策検討部会で抽出した課題等一覧》

問題点・課題	委員等からの提案	朝霞市で取組み済みの対策（○）＋朝霞市以外での対策事例（＊）
<p><b>【防災訓練の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練への参加率が必ずしも高くなく、要援護者と支援者が協力した訓練を十分に行うことができていなかった。</li> <li>○避難訓練をする時に、障害者に声がかからない。</li> <li>○八都県市防災訓練での福祉避難所開設訓練に、障害者や高齢者の方が参加したような話は聞かない。</li> </ul>		<p><b>要支援者の避難訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*名簿登録者の避難誘導訓練を実施〔東京都品川区〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿登録者に参加を呼びかける。</li> <li>・車いすやリヤカーを使った要支援者の搬送訓練を行う。（写真5）</li> </ul> </li> <li>*災害時要援護者の安否確認訓練を実施〔熊本県宇城市〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の全自治会で実施している。</li> </ul> </li> <li>○各種災害を想定した避難訓練を実施</li> <li>○障害者団体やサークル等では、自主的に避難訓練や勉強会等を開催</li> </ul>  <p style="text-align: right;">写真5</p>
<p><b>【ボランティアの受入】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時から要援護者支援や他市町村からの職員、専門職、ボランティア等の応援の受入れ・調整のための組織体制の整備がなされていない。</li> </ul>		<p><b>ボランティア等の応援受入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*要支援者のための保健師等の応援要請や受入の実施〔山形県山形市〕</li> </ul>
<p><b>【地域コミュニティの充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援される側の人や、日ごろから付き合いのない支援する側の人に、どれだけ付いていくのか、不安がある。</li> <li>○町内会を結びつけるような人やソーシャルワーカーを育てる必要がある。</li> <li>○要援護者対策について周知や普及が十分ではなかったため、支援者の数が足りなかった。また、応援受入等のコーディネートを行う職員や支援者の育成が十分ではなかった。</li> </ul>	<p><b>地域福祉の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援者と支援者との信頼関係を築くために、地域福祉を充実させる。</li> <li>○地域のコーディネーター（班長等）を中心に、顔の見える関係作りを行う。</li> <li>○災害時に支援を必要とされる方には、できる限り地域の中でコミュニティ作りに参加していただく</li> <li>○市民がわが街意識を持てるような環境を作る。</li> </ul>	<p><b>地域コミュニティの形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあい・いきいきサロン活動を実施</li> <li>○老人クラブ活動</li> <li>○65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活の中での見守りを実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心見守り連絡カード</li> <li>・安心見守り通報システム</li> <li>・緊急通報システム</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会や町内会の加入率が低下している。さらに役員の手や若者がいない。</li> <li>○地域によっては補助金を受け取るために自治会や町内会を結成している。</li> <li>○市民の高齢化が進んだときに、支援が必要な高齢者の数は膨大に増える可能性がある。</li> <li>○災害時における民生委員の対応は、全く検討できていない。</li> </ul>	<p><b>自治会・町内会の組織率の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動の支援を確実にできるのは地域である。そのため、町内会・自治会の組織率の底上げを図っていかなければいけない。</li> </ul> <p><b>マンション住民への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マンションの方はマンションの方々に支援をする。</li> <li>○マンションの管理組合にも防災の担い手になっていただく。</li> </ul> <p><b>名簿の周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援者がサロン等に出向いて、名簿や個別支援プランの仕組みについて話し、市民が自分たちのことだと認識を持てる仕掛けを作る。</li> </ul>	



避難行動要支援者対策に関する提言書

平成 27 年 10 月

朝霞市避難行動要支援者対策検討部会

事務局 朝霞市 危機管理室

福祉部障害福祉課

健康づくり部長寿はつらつ課